

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けてお困りの中企業者の方へ

県では、県制度融資による金融支援を行っております



## 中小企業者向け県制度融資

6月1日一部改訂

## 新型コロナウイルス感染症対策融資

	一般貸付	伴走支援型貸付
融資対象者	<p>原則として県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する中小企業者又は中小企業団体で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年同月又は2年前同月に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高が3%以上減少する見込みであるもの</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上総利益率又は営業利益率が前年同月又は2年前同月に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上総利益率又は営業利益率が3%以上減少する見込みであるもの</p> <p>(3) 信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町村長の認定を受けた危機関連保証制度要綱（平成29年10月25日20171023中庁第1号）に定める危機関連保証を利用するもの（特例中小企業者）</p>	<p>次の(1)から(3)のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者又は中小企業団体（ただし、県内に事業所等を有するものに限る）。</p> <p>(1) 信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（注1）</p> <p>(2) 信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定（売上高等減少率が15%以上のものに限る。）（注1）</p> <p>(3) 信用保険法第2条第6項の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（注1）（注2）</p> <p>注1：保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。</p> <p>注2：本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱（平成29年10月25日付け20171023 中庁第1号）を適用しないものとする。</p>
融資限度額等	<p>運転・設備・借換資金 <u>4,000万円</u>（借換の可否は別紙一覧のとおり）</p> <p>※一般貸付、伴走支援型貸付の併用も可能です。</p>	
融資期間	1年超10年以内（うち据置2年以内）	10年以内（うち据置5年以内）
融資利率	1.2%以内（保証付き責任共有制度対象外） 1.4%以内（保証付き責任共有制度対象）	
取扱期間	令和4年3月31日までに融資実行されたものとする。	

信用保証	保証協会の保証を付するものとする。	保証協会の保証（伴走支援型特別保証）を付するものとする。
必要書類	共通	県税事務所長発行の納税証明書 許認可等の写し（許可業種の場合）
		融資対象(1)の場合：営業状況調書（別記様式10-3） 融資対象(2)の場合：営業状況調書（別記様式 10- 4）
	一般貸付	セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証に該当する場合：市町村長の認定書 ※認定書を提出する場合は、営業状況調書の提出を省略できるものとする。
		信用保険法第2条第5項第4号、同条同項第5号又は同条第6項の規定による市町村長の認定書
	伴走支援型貸付	経営行動計画書（保証協会所定様式）
申込方法	取扱金融機関へお申ください。	

## 利子補給

内 容	当初 <u>1年分</u> の利子を補給します。（延滞利子を除く。）
対 象 者	新型コロナウイルス感染症対策融資を利用した中小企業者（令和3年6月1日以降に保証承諾を受けたものに限る。）
利子補給の流れ	※利子補給方式については、取扱金融機関に御確認ください。
	【リアルタイム方式】 中小企業者（利用者）は、当初1年間、金融機関への利子の返済は必要ありません。
	【キャッシュバック方式】 ①融資申込時に金融機関へ委任状兼振替承諾書を提出 ②通常どおり（元金+）利子を返済 ③中小企業者（利用者）の指定した口座に利子を振込（年2回予定）

## お問合せ

### <県制度融資について>

- ・銀行、信用金庫、信用組合、又は商工中金の県内営業店
- ・栃木県産業労働観光部経営支援課金融担当 028-623-3181

### <利子補給について>

- ・栃木県産業労働観光部経営支援課金融担当 028-623-3181